

ハ、職業及立休等勤働一場合ハ一人五分トスルコト

一月皆勤者ノ限リニ日間ノ皆勤者員ヲ示スルコト

査任者ニ全五月全賃付平並ヲ支給フコト

ア、二十人以上ノ皆勤者ニ対シテハ皆勤者員ヲ示スルコト

ロ、各部所々大気(噴気)ヲ設備スルコト

ハ、道具ノ係員ノ認見ハ請求書提出ノ際配付セラル

ニ、各部所ノ硝子ノ雨ノ其他は木板等必要ト認ムルハ

ハ完全ニセラル

ハ、本事件ノ箇ニ掲げ者等又タリトセザルコト

ハ、本事件中ノ日給及概テ全等ハ工場ヨリ負担セラル